

原 著

韓国の障害者福祉の今後の展望と課題

竹 並 正 宏^{*1}

要 約

障害者福祉の究極的な目的は、人間としての尊厳と価値を持って幸福な人生を生きることができる環境を作ることである。このために、韓国国家社会は憲法に基づいて障害者の人権を保護し、完全な社会参加と平等を成し、共に生活する社会を作るための条件と環境を作らなければならない。合わせて当事者である障害者自身も健全な社会の構成員として、責任を持って人生を送り、自分の能力を啓発し自立するように努力しなければならない。

この論文では、このような障害者福祉の目的実践と関連した障害の概念、韓国の障害者人口の規模および社会経済的な実態、現行の障害者福祉制度の主要な内容、今後の展望と課題などを明らかにすることにより、韓国社会の障害者福祉問題について考える。

緒 言

本論文では、韓国の障害者福祉の目的の実践と関連した障害の概念、韓国の障害者人口の規模および社会経済的な実態、現行の障害者福祉制度の主要な内容、今後の展望と課題を考察する。

韓国社会における障害者福祉分野では、国家と社会は憲法に基づいて障害者の人権を保護し、完全な社会参加と平等を成し、共に生活する社会を作るための条件と環境の指針を作ってはいるが、しかし障害者福祉分野に関する研究の歴史は浅く、多くの福祉研究者の関心が欧米の福祉研究に関連したモデルに向けられている。たとえば韓国の福祉研究者のヒョンウェソン¹⁾ やチョンムソン²⁾ などは欧米の書物を多く引用し、福祉政策の形成過程や展開過程に反映している。その背景として、韓国における社会福祉系大学教員の博士号取得先の69%がアメリカ、韓国21%、日本3%、ヨーロッパ7%となっており、国内での研究環境は乏しい現状であることが、韓国の社会福祉人材需給と大学教育の課題の中で指摘されている³⁾。

このような背景の中で、韓国の障害者福祉政策の形成過程や展開過程に関する研究がなかったわけではなく、例えば韓国の学者クォンユギョンは政策決定要因分析を行っている⁴⁾ が、研究の蓄積は必ずしも十分でないと言える。

そこで本研究においては、今後の韓国における障害者福祉制度を基盤とした取り組みに関する指針を与えることをねらいとして、障害者福祉政策の展開過程に影響を及ぼした社会・経済・法律的な側面を総合的に分析し、韓国における障害者福祉政策の形成過程の特徴について明らかにすることを目的とした。

調査方法として、韓国の保健福祉部の資料、保健社会研究院の資料、障害者雇用促進公団の内部資料、韓国統計庁の資料等を収集分析した。

さて障害者福祉の現況と課題に入る前に、それぞれ異なる福祉領域と障害者福祉自身の特徴をまず調べる必要があるが、その主要な特徴を4つに整理すると、次の通りである。

1. 障害者問題は、障害のタイプと程度によって派生する問題も大変多様なので、障害者福祉サービス内容も問題の複雑性に伴い、複合的なアプローチを試みなければならない。
2. 障害者福祉は多様かつ複雑なので、ある1つの特定分野の専門性だけでは解決が難しいので、総合性が要求される福祉として理解しなければならない。
3. 時代の変化によって、障害者が自ら持っている権利意識も高まり、福祉に対する欲求も変化しているため、障害者福祉サービスがこのような状況の変化に対応しなければならない。
4. 障害者福祉は障害発生の原因から治療および再

*1 福岡医療福祉大学 人間社会福祉学部 総合臨床福祉学科
(連絡先) 竹並正宏 〒818-0194 福岡県太宰府市五条3丁目10-10 福岡医療福祉大学
E-Mail: mtakenami@dfu.ac.jp

起に至るまで、障害者本人や家族にだけ限定される問題ではなく、社会的な問題を含んでいるので、社会の連帯責任の基礎の上に社会と国家の責任が強調される。従って、これからの障害者福祉問題の解決案に対するアプローチもこのような特徴をまず考慮した後に試みなければならぬ。

障害の概念

1) WHO の障害概念

世界保険機構 (WHO) は、1980年に国際障害分類 ICIDH (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps) をもとに、5年間の現場検証と国際会議を経て、2001年5月に ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) を公式的な障害分類基準として発表した。

ICF は人間の機能と、機能の制限要素が関連する状況を描写できるように構成されており、この基準は障害者だけでなく、すべての人の健康と関連する要素を説明できる普遍的な概念的枠組みの性格を帯びる。そして、個人と環境との相互関係を重要視することも ICF の主要概念である。

2) 障害者福祉法上の障害概念

韓国の障害者福祉法においての「障害者」は、身体的・精神的な障害によって長期間にわたり日常生活または社会生活に相当な制約を受ける者を言う(第

2条)。

ここで身体的障害は主要な外部身体機能の障害、内部器官の障害を、そして精神的障害は精神遅滞または精神的疾患により発生する障害を意味する。

現在、障害者福祉法による障害分類は次の表1で分かるように、肢体障害、脳病変障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、精神遅滞、発達障害、精神障害、腎臓障害、心臓障害、呼吸器、肝臓、顔面変形、腸瘻・尿瘻、関節などの15のタイプに区分され、障害の種類ごとの障害等級は障害の程度によって1級から6級に区分される⁵⁾。

韓国の障害者人口の規模および社会経済的な実態

1) 障害者人口の規模

2005年の実態調査の結果、障害者は2,148千人で2000年の1,449千人に比べて699千人増加(単純増率48.2%)で、このうち在宅障害者は2,101千人(97.8%)、施設障害者は47.6千人(2.2%)と調査された(表2)。障害出現率(人口100人あたりの障害者の数)は2000年の3.09%に比べて2005年の4.59%へ1.50%の増加を見せた。

韓国の障害者の出生率は外国に比べて低い方だが、外国の主要国の場合、ドイツ10.2%、アメリカ19.3%、イギリス19.7%、日本4.7%などである。参考として世界保険機構(WHO)は全人口の10%を障害者人口として推定しているが、この基準によれば2006年現在、韓国の障害者人口は約480万人にな

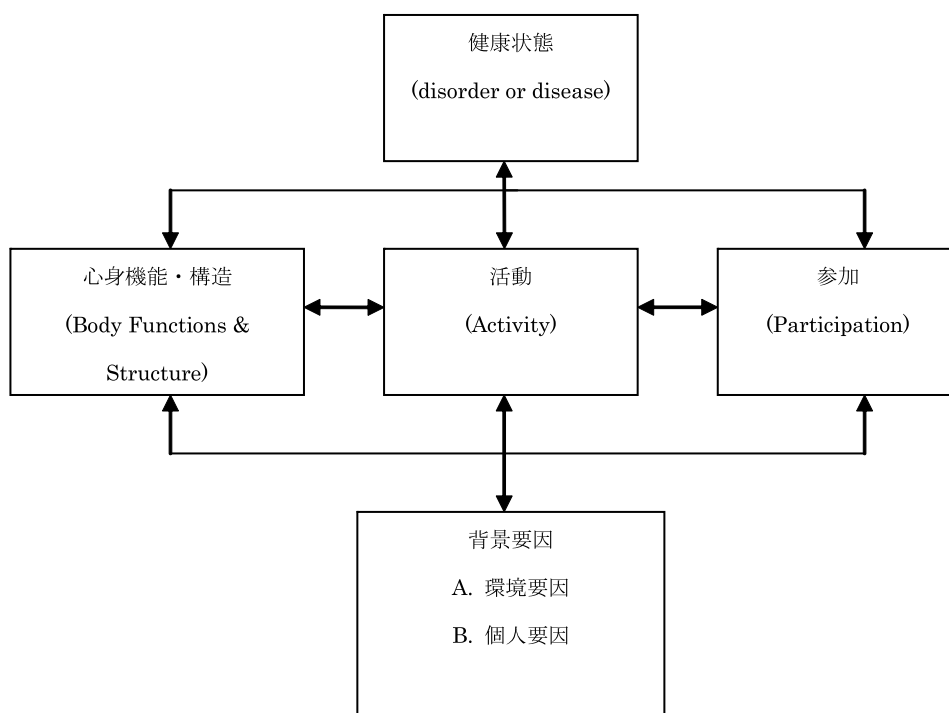


図1 ICF 国際生活機能分類¹⁷⁾

表1 身体的障害, 精神的障害の分類¹⁸⁾

大分類	中分類	小分類	細分類
身体的 障害	外部 身体機能の 障害	肢体障害	切断障害, 関節障害, 肢体機能障害, 変形などの障害
		脳病変障害	中枢神経の損傷による複合的な障害
		視覚障害	視力障害, 視野欠損障害
		聴覚障害	聴力障害, 平衡機能障害
		言語障害	言語障害, 音声障害
	内部器官の 障害	腎臓障害	透析治療中や腎臓移植を受けた場合
		心臓障害	日常生活が著しく制限される心臓機能異常
		肝障害	日常生活が著しく制限される慢性・重症の肝機能異常
		呼吸器障害	日常生活が著しく制限される慢性・重症の呼吸器機能異常
		腸瘻・尿瘻	日常生活が著しく制限される腸瘻・尿瘻
		てんかん 障害	日常生活が著しく制限される慢性・重症のてんかん
精神的 障害	精神遅滞	知能指数が 70 以下の場合	
	精神障害	精神分裂症, 分裂型情動障害, 両極性情動障害, 反復性鬱障害	
	発達障害(自閉症)	幼児の自閉など自閉性障害	

表2 韓国の障害者の推定数¹⁹⁾

(単位:人, %)

年度	出現率	合計		在宅障害者		施設障害者	
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
1995	2.37	1,053,468	(100.0)	1,028,837	(97.7)	24,631	(2.3)
2000	3.09	1,449,496	(100.0)	1,398,177	(96.5)	51,319	(3.5)
2005	4.59	2,148,686	(100.0)	2,101,057	(97.8)	47,629	(2.2)

る。一方2005年12月基準の登録障害者は177万7千人(登録率約80%)で、国民全体の3.6%が登録障害者に該当する。

障害のタイプ別に見ると、外部障害が175万2千人(81.5%)と最も多く、精神的障害24万人(11.2%)、内部障害15万6千人(7.3%)の順である(表3)。具体的なタイプ別では肢体障害100万6千人(46.8%)、脳病変障害27万1千人(12.6%)、聴覚障害22万9千人(10.7%)、視覚障害22万1千人(10.3%)、精神遅滞12万5千人(5.8%)、精神障害9万1千人(4.3%)の順で表れた。

障害者の年令別構成は、児童の比重が少なく6万7千人(3.1%)、高齢層が多いが、これは後天的な

原因による障害発生率が高いことに起因する。14歳以下の児童は6万7千人(3.1%)、65歳以上の老人は69万4千人(32.2%)で、特に60歳以上の障害者は91万7千人(42.7%)で半分近い。

障害者の性別構成の場合男性は128万3千人(59.7%)、女性は86万6千人(40.3%)で2000年に比べて男性は減少し女性は増加(2000年男性は61.4%、女性は38.6%)したことが文献や資料による調査により明らかになった⁶⁾。

障害発生原因を見ると、後天的原因による障害者が全体の88.8%で大部分を占めており、このうち疾患による障害者が52.4%、事故による障害者が36.4%であった。これに比べて先天的または出産時の原因に

表3 障害種類別の障害者人口¹⁹⁾

区 分		2000 年実態調査		2005 年実態調査	
		人数(人)	百分率(%)	人数(人)	百分率(%)
合 計		1,449,496	100.0	2,148,686	100.0
外部 身体 機能 障害	小 計	1,185,832	81.8	1,752,137	81.5
	肢体障害	605,127	41.7	1,005,618	46.8
	脳病変障害	223,246	15.4	270,853	12.6
	視覚障害	181,881	12.6	221,166	10.3
	聴覚障害	148,707	10.3	229,159	10.7
	言語障害	26,871	1.9	20,947	1.0
	顔面障害	-	-	4,394	0.2
内部 器官 障害	小 計	69,708	4.8	156,255	7.3
	腎臓障害	25,284	1.7	40,355	1.9
	心臓障害	44,424	3.1	42,007	2.0
	肝障害	-	-	13,443	0.6
	腸瘻・尿瘻障害	-	-	15,508	0.7
	てんかん障害	-	-	14,756	0.7
	呼吸器障害	-	-	30,186	1.4
精神的 障害	小 計	193,956	13.4	240,294	11.2
	精神遅滞	108,678	7.5	125,563	5.8
	発達障害	13,481	0.9	23,478	1.1
	精神障害	71,797	4.9	91,253	4.3

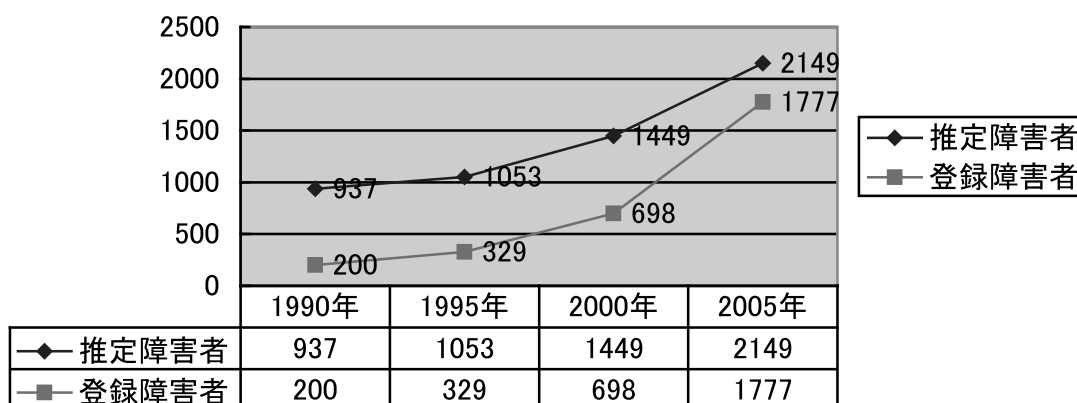
よる障害者は4.3%に過ぎず、原因不明が6.4%であった⁷⁾。

2) 障害者人口の増加推移

1990～2005年の期間の推定障害者の年平均増加率は5.7%であり、期間別では1990～1995年が2.4%、1995～2000年が6.6%、2000年～2005年は8.2%で、2000年以降増加速度が速くなった(1995～2005年の総人口の年平均増加率は0.7%)。性別では男性の

障害者より女性の障害者の増加速度がさらに速くなるすう勢である⁸⁾。

現在の障害者人口増加のすう勢がそのまま維持されると仮定する時、障害者人口は2010年に約320万人に達する見込みであり、特に女性の障害者は2005年現在86万6千人から2007年に1千人を超えるものと予想される。また、2007年に計画されている障害のカテゴリーの拡大が予定通りになされた場合、障



単位:千人

図2 推定障害者および登録障害者の増加傾向¹⁹⁾

害者人口および登録障害者の数はもっと速く増加するものと思われる。参考として、2007年に拡大が予想される障害のカテゴリーは、消化器障害、重い皮膚疾患、気質性の脳症候群、その他身体的・精神的障害のうち重い障害を中心として選定される対象である⁹⁾。

3) 社会経済的特性

(1) 障害者の身体・社会的特性

2005年の障害者の実態調査を保健社会研究院が行った結果、2000年に比べて障害者の生活水準は全般的に向上したが、社会一般の水準に比べて未だ劣悪な状態にあることが示され、今後の持続的な改善が要求されることが表4で分かる。

①生活満足度

障害者の生活満足度は45%で、2000年の29%に比べて大きく改善され、詳しく見てみると、とても満足が6.8%、だいたい満足が38.2%、少し不満足が35.4%、とても不満足が19.5%などの割合を示した。

②他の人の助けを必要とする程度

障害者の日常生活の遂行能力について保健社会研究院が調査した結果、障害者の約35%が他の人の助けを必要としており、このうち実際に助ける人がいる場合は88%であり、主に助ける人が家族である場

合が93%であるという結果が出た。従って、これから昼間保護施設の拡充、自立生活施設(IL)および自立生活支援サービス拡大など、家族の負担を減らす施策の拡大が求められる。

③再活動補助器具

再活動補助器具の所有現況で、障害者の2人に1人(46%)が再活動補助器具を所有しており、電動車いすが必要な障害者の5人に1人が電動車いすを所有していることが分かった。再活動補助器具が必要にもかかわらず、購入しない理由として約60%が購入費用など経済的な理由であることが調査で明らかになり、健康保険や再活動補助器具授与と事業など、低所得層に対する再活動補助器具の支援拡大が必要なが分かる。

④コンピューターの保有現況

コンピューターの保有現況は、2000年に比べて大幅に増加(11%→50%)しており、特に発達障害者(自閉)の場合PCの保有率が78%に達した。政府の通信料金およびインターネット使用料の減免などで携帯電話の保有率が55%、インターネット使用率が48%などと改善されているが、いまだ情報へのアプローチの格差があることが示された(2004.国民全体のインターネット使用率:70.3%)。

表4 2000年と2005年の障害者の身体・社会的特性比較²⁰⁾

区分		2000年	2005年
身体 ・ 社会的 特性	・生活満足度	29%	45%
	・再活動補助器具の所持率	40%	46%
	・インターネットの使用率	7%	48%
	・外出時の不便さの程度	65%	55%

⑤外出頻度

外出頻度調査の結果、ほとんど毎日外出する割合が2000年の59%から65%へ向上し、週1～3回外出も20%から21%へと増加した。

障害者に便宜を図る施設の拡充などにより、外出時に不便さを感じるという割合は55%で、2000年の65%に比べて多少減少した。しかし不便さを感じる理由としては障害者に便宜を図る施設の不足が36%で最も高く、そのような施設の拡充のための支援拡大がこれからも継続して必要であるということが分かる。

⑥学力別分布

障害者の学力水準は国民全体に比べてかなり低い方である。20～64歳の全国民（障害者＋非障害者）は、中卒以下が25.4%、高卒が46.1%、専門大学（日本の短大に相当）以上が28.5%であり、障害者の場合は20～64歳の障害者で中卒以下が51.5%、高卒が34.5%、専門大学以上が14.0%などと示された。

国民全体の各級学校の卒業者の比重と障害者の各級学校の卒業者の比重を対比した相対的な割合を見ると、中卒以下の人は国民全体の2倍の水準である反面、高卒者は国民全体の3分の2の水準であり、大卒以上の人は2分の1水準で、障害者は国民全体に比べて相対的に学力水準が低いことが分かる。このような低学力は障害者の経済活動にも少なからぬ影響を及ぼすため、根本的な対策が求められる¹⁰⁾。

(2) 障害者の経済的特徴

①経済活動参加率

15歳以上の障害者の経済活動の参加者は78万人（経済活動参加率38%）であり、失業者の割合は未就業の原因を考慮する時23.1%に達することが調査で明らかになった（表6）。

未就業の原因としては「ひどい障害のため仕事をするのが難しそうだったので（45%）」が最も高く、「年を取っているから」、「自分に合う職種がなくて」の順で、今後障害者の失業率を減少させるためには、

表5 韓国の障害者の学力分布²¹⁾

(単位%)

	障害者				国民全体(障害者+健常者)			
	全体	20～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳	全体	20～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
中卒以下	51.5	18.7	47.2	70.3	25.4	7.3	34.6	60.3
高卒	34.5	54.6	38.7	22.1	46.1	54.2	44.5	27.3
専門大学以上	14.0	26.7	14.1	7.6	28.5	38.5	20.9	12.4

表6 韓国の障害者の経済活動参加率²²⁾

		15歳以上の障害者			20～64歳の障害者		
		経済活動 参加率	雇用率	失業率	経済活動 参加率	雇用率	失業率
2000年		47.8	34.2	28.4			
2005年	統計庁基準	38.2	34.1	10.6	50.4	44.7	11.3
	失望失業を 含む	44.3	34.1	23.1	58.4	44.7	23.5

失望失業:就業意志はあるが求職活動を放棄した者

障害の程度別、性別、年齢別の職種開発と共に障害者の認識を改善する努力が必要なが示された。

②世帯所得および追加費用

障害者世帯の月平均所得は157万ウォンで、都市勤労者の世帯所得（2005年の第2四半期）302万ウォンの52%に過ぎなかった（2000年の場合46%）。また、障害者世帯のうち（195万世帯）国民基礎生活の保護対象者世帯は26万世帯（13%）で、非障害者世帯の6.8%に比べて2倍程度高く、障害者世帯の貧困状態も深刻である。一方、障害による追加費用は月15.5万ウォンで、2000年の15.8万ウォンに比べてむしろ減少する傾向を見せた¹¹⁾。

③職業別分布および勤労所得（月賃金）

障害者の就業分野は単純労働（27.4%）、農漁業（12.9%）、技能員および関連技能勤労者（13.5%）など、主に単純労働に偏っており、就業障害者の月平

均所得は115万ウォンで、通常の社員の月平均賃金258万ウォンの45%に過ぎなかった。従ってこのような問題の解決のためには、障害者の就業構造改善のための教育および専門技術の訓練と共に、需要者中心の職種開発が必要なが分かる。

④従事上の地位

就業障害者は就業者全体に比べて非賃金勤労者の比重が相対的に高い。

非賃金勤労者は全体の就業障害者の37.7%であり、このうち自営業者が最も多く自営業の障害者は就業障害者全体の26.7%を占めている。また、賃金勤労者は62.8%であり、このうち臨時・日雇い勤労障害者は就業障害者全体の35.7%を占め、彼らの雇用の安定性も全体に比べて相対的に低下することが分かる。

表7 就業障害者の職業別分布²³⁾

区分	議会議員・管理者	専門家	技術工・準専門家	事務従事者	サービス従事者	販売従事者	農・漁業	技能員・関連技能勤労者	装置・機械操作・組み立て	単純労働	計
障害者	1.2	2.8	6.1	7.6	7.8	9.7	12.9	13.5	10.6	27.4	100.0
全体	2.5	7.9	10.1	14.0	12.9	11.4	8.2	10.7	11.1	11.1	100.0

表8 就業障害者の従事上の地位別構成比²⁴⁾

		合計	賃金勤労者					非賃金勤労者			
			計	常勤職	臨時・日雇い			計	雇用主	自営業者	無給家族従事者
					小計	臨時職	日雇い				
障害者	人数 (千人)	585	367	158	209	102	107	218	21	156	41
	割合 (%)	100.0	62.8	27.1	35.7	17.5	18.2	37.7	3.5	26.7	7.0
全体	人数 (千人)	23,246	15,401	7,931	7,470	5,144	2,326	7,845	1,679	4,583	1,583
	割合 (%)	100.0	66.0	34.8	31.2	21.8	9.4	33.7	7.2	19.7	6.8

現行の障害者福祉制度の主要内容

1) 障害者福祉関連法規

2006年基準現在，韓国の障害者福祉関連の法律には障害者福祉法，特殊教育振興法，障害者・老人・

妊産婦などの便宜増進補償に関する法律，障害者雇用促進および職業再活法，障害者起業活動促進法，母子健康法，産業安全保健法，産業災害補償保険法，勤労基準法，公務員年金法，軍人年金法，私立学校教職員年金法，国民年金法，国家功労者等の礼遇お

表9 現行の障害者福祉関連政策および実施機関²⁵⁾

実施機関		事業内容	
中央政府	保健福祉部 (障害者福祉法, 国民年金法, 職業再活法)	登録および診断	障害者登録制度, 障害者自動車表示の発給など
		所得保障	国民年金 障害年金, 障害手当, 障害児童扶養手当
		保健福祉サービス	障害者医療費支援および再活動補助器具支援, その他各種保険医療サービス, 障害者生活施設および在宅福祉サービス
		職業再活事業	職業再活施設の建設および技能補強の支援など
		教育支援	障害者子女教育費支援
		その他	障害者団体支援, LPG 税金引き上げ分の支援およびその他
	労働部 (職業再活法, 産災(労災)保険法)	一般雇用	障害者義務雇用制度
		職業斡旋訓練	障害者就業斡旋および能力開発, 職業再活事業
		労災障害者	労災保険障害給付および各種再活・福祉事業
実施機関		事業内容	
中央政府	教育部(特殊教育振興法)	障害児教育	障害児教育支援
		特殊教育	特殊学校・特殊学級など運営・支援(職業教育)
	情報通信部	障害者情報化支援事業	
	建設交通部	韓国交通障害者協会の支援など	
	文化観光部	障害者生活体育および文化芸術事業の支援	
	女性部	障害児の無償保育料支援	
その他 (各種減免および免除)	自動車特別消費税免除, 車両購入時の都市鉄道債券の購入免除, 所得税・医療費・相続税・贈与税・特殊教育費控除, 補助具の付加価値税零税率適用, 障害者用輸入品の関税減免, 鉄道・都市鉄道料金の減免, 特許出願料など請求料減免など		
地方自治体の事業	職業再活事業	職業再活施設の運営費支援	
	その他の事業 (各種減免および免除)	障害者用自動車登録税・取得税・自動車税免除, 車両購入時の地域開発公債購入免除, 旧王宮・農園・国公立博物館・美術館・公園・公演場・公共体育施設料金の減免, 公営駐車場の駐車料金の減免など	
民間機関の事業	交通料金割引	高速道路通行料の 50%割引, 航空料金および沿岸旅客船運賃の割引	
	公共料金割引	電気料金割引, 電話料金割引, 視覚障害者の TV 受信料免除	
	通信料金割引	移動通信料金割引, 超高速インターネット料金割引	
	その他	共同住宅の特別分譲斡旋, 無料法律救助など	

注:職業再活施設, 生活施設および在宅福祉施設運営費などは 2005 年から地方委譲

よび支援に関する法律，国家賠償法，自動車損害賠償保障法などの16種類がある。これらのうち障害者福祉法，特殊教育振興法，障害者・老人・妊産婦などの便宜増進補償に関する法律，障害者雇用促進および職業再活法などが障害者福祉と最も直接的な関連性があり，残りの法律は主に障害予防，労災補償，障害年金，傷痍年金，障害給付および障害賠償に対する内容を扱っている。以下では現在韓国の障害者福祉事業と直接的な関連がある4つの法律を中心にその主要な内容を検討する。

(1) 障害者福祉法

障害者福祉法は，心身障害者福祉法(1981)が1989年度に全面的に改定され作られた法律で，幾つかの障害者関連の法律の中でも最も根幹を成す法律である。同法律には障害者の定義，管理，義務，差別禁止，国家および自治体の責任，障害発生予防，教育，障害者調査，障害者登録，生業支援，障害手当，福祉施設，再活動補助器具および障害者福祉専門人材の養成などに関する内容が規定されており，現行障害者登録制度上の障害のタイプおよび程度に関する規定もこの法律に基づいている¹²⁾。

(2) 特殊教育振興法

この法律は，1977年に初めて制定され，以降現在まで幾度かの改訂過程を経たが，同法律は特殊教育を必要とする人に国家および地方自治体が適切で平等な教育の機会を提供し，教育方法および与件を改善し，自主的な生活能力を育てることにより，彼らの生活の安定と社会参加に寄与することを目的とする。

この法律に含まれた主要な内容は特殊(巡回，統合，治療)教育の定義，国家および自治体の義務，特殊教育対象者の選定・修学，特殊教育方法および特殊教育課程の運営などである。

(3) 障害者・老人・妊産婦などの便宜増進補償に関する法律

この法律は1997年に制定されたが，その目的は障害者・老人・妊産婦などが生活を営む上で他の人の助けなしに安全で便利に施設および設備を利用し，情報にアプローチできるように保障することにより，彼らの社会活動参加と福祉の増進に貢献するものである。具体的には道路，公園，公共の建物および公衆利用施設，共同住宅，交通手段，通信施設，その他の便宜施設の設置が必要な建物・施設およびその付帯施設に対する障害者・老人・妊産婦などのアプローチと便宜の増進が同法律の主目的であると言える。

(4) 障害者雇用促進および職業再活法

この法律は1990年に制定された「障害者雇用促進

などに関する法律」に職業再活に関する内容が追加されて2000年度に大幅に改訂された法律である。同法律は障害者とその能力に合う職業生活を通して人間らしい生活ができるよう，障害者の雇用促進および職業再活を図ることを目的とする。障害者雇用促進および職業再活の基本計画，教育人的支援部および保健福祉部の連携(改訂2001.1.29)，職業指導，職業能力開発訓練，支援雇用，事業主および障害者勤労者の支援，障害者雇用義務および負担金，韓国障害者雇用促進公団の設立，障害者雇用促進および職業再活基金，障害者職業生活相談員などに関する内容が規定されている。

参考として障害者の経済活動と関連して2005年7月に「障害者起業活動促進法」があるが，この法律は障害者の創業と起業活動を積極的に促進することにより，障害者の経済的・社会的地位を高め，経済的に向上することを図り，国民経済の発展に貢献することを目的として作られた¹³⁾。

2) 障害者福祉関連政策および伝達体系

韓国の障害者関連制度および政策は，中央政府の7つの部署と地方自治体および民間機関で実施している。

中央の7つの部署は保健福祉部，労働部，教育部，情報通信部，建設交通部，女性部，文化観光部などで，民間機関は航空会社，運送業者，移動通信社，電話局などを言う。関連制度や政策の主な内容は，各種減免および免除などが相当部分を占め，障害者の社会経済的地位の向上に大きな助けを与えられずにいるのが実情である。現在の伝達体系の場合，障害者福祉および雇用関連対策は福祉部，労働部，教育部の3大部署が担当し，所管業務の実際の執行は地方自治体と各部署の傘下機関が大部分を担当しているが，現行伝達体系の最も大きな問題点は政府部署間の連携性の欠如である。障害者福祉および雇用と関連した福祉部，労働部，教育部の3大部署は相互間の連携性が欠如した状態で各自の計画を立てて執行することにより，各部署が計画する事業間に重複が発生して政府政策の全般的な効果性を阻害する主要原因として作用している¹⁴⁾。

3) 障害者関連の政府支出

2006年の障害者関連の政府支出予算の総額は，24,077億ウォンで，政府総支出対比で1.08%であり，GDP対比では0.27%を占め2003年以降着実に増加傾向を示す。

韓国の障害者人口の規模や障害者福祉の特殊性を勘案する時，表10を見てみると，障害者関連の支出額で地方委譲事業を含んだ金額(一般会計+特別会計+基金)が未だ伸び率が低いと思われるのは，韓

表10 障害者関連予算の規模²⁶⁾

年度	GDP (億ウォン)(A)	政府総支出 (億ウォン)(B)	障害者関連支出		
			金額(億ウォン)(C)	C/A(%)	C/B(%)
2003	7,246,750	1,870,794	14,201	0.19	0.76
2004	7,784,446	1,961,546	17,772	0.23	0.91
2005	8,158,099	2,086,444	21,111	0.26	1.01
2006	8,769,957	2,220,024	24,077	0.27	1.08

注:障害者関連の支出額は地方委譲事業を含んだ金額(一般会計+特別会計+基金)

国は90年代まで経済成長優先政策の下で消極的事後的な福祉政策が行われてきたが、2000年代に入り国民一人当たりのGNPが2万ドルを超え、所得水準の向上に伴い国民福祉ニーズも拡大する中で福祉政策も見直す時期となっている。

今まで中央政府が遂行してきた障害者福祉事業の半分以上が2005年以降自治体へ委譲されることにより、財政自立度が高い自治体とそうでない自治体の間に障害者福祉水準の格差が以前よりさらにひどくなり、財政自立度が低い自治体では各種の深刻な問題が発生している¹⁵⁾。従って、全体の障害者福祉予算の増加と共に、関連する予算の地域的なバランス配分にも多くの努力を傾けなければならない。

今後の展望と課題

韓国の障害者人口は1990年に障害者実態調査を実施して以降、今まで急速に増加傾向を示し、2005年

には214万人に達し、5年後である2010年には約320万人にまで増える見込みである。また、先ほどの障害者実態調査結果のように障害の原因も89%が後天的なことであることを見る時に、国民のだれもがいつどこで障害になるかもしれない状態である¹⁶⁾。

従って、障害者福祉が今やこれ以上少数者のためだけの福祉であるのではなく、今後の展望として韓国の障害者福祉の発展のための主要課題としては、登録制度の積極的な広報、障害予防の強化、家族の負担を減らす施策の拡大、低所得層に対する再活動補助器具の支援拡大、便宜施設の改善・拡充、就業率の向上のための障害種別・障害程度別・性別・年齢別の職種開発、教育および専門技術訓練の充実、国民に向けての障害者の認識改善、障害者の所得保障および医療保障、障害者福祉予算の地域間バランスを図るなどを挙げることができ今後ますますその課題の重要性が増していくことと考えられる。

文 献

- 1) ソヒョンウェン：韓国社会福祉法制論。ヤン書院，ソウル，2005。
- 2) チョンムソン：現代障害者福祉論。ヒョンハク社，ソウル，2004。
- 3) ハンキョンム：韓国の社会福祉人材受給と大学教育の課題。韓国社会事業大学協議会，123-125，ソウル，2002。
- 4) クォンユギョン：韓国社会福祉の理解。弘益齋，ソウル，2002。
- 5) カンヨンシル：障害者福祉の理解新訂。ブンオウ社，75-77，ソウル，2005。
- 6) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査。39-41，2006。
- 7) 統計庁（韓国）：韓国経済活動人口調査。3-7，2005。
- 8) 統計庁（韓国）：韓国経済活動人口調査。6-9，2005。
- 9) クォンユギョン，キムヨンナン：韓国障害者福祉の理解。人間と福祉，65-96，ソウル，2002。
- 10) 保健福祉部（韓国）：2006年度障害者福祉事業案内。11-15，2006。
- 11) 統計庁（韓国）：韓国経済活動人口調査。10-12，2005。
- 12) カンドンウク：韓国の社会福祉。裕豊出版社，273-274，2006。
- 13) カンドンウク：障害者雇用と社会福祉。韓国学術情報，26(3)，49-58，2005。
- 14) ヒョンウェソン：韓国社会福祉法制論。ヤン書院，66-70，ソウル，2005。
- 15) パクテリョン，キムミヘ：韓国の社会福祉。韓国福祉研究院，ユブン出版社，186-190，ソウル，2004。
- 16) チョンムソン，チョンシキ：現代障害者福祉論。ヒョンハク社，115-120，ソウル，2004。

- 17) 障害者福祉研究会編：ICF 国際生活機能分類改訂版．中央法規出版，東京，2002．
- 18) 保健福祉部（韓国）：2006年度障害者福祉事業案内．13-14，2006．
- 19) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．39-42，2006．
- 20) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．41-43，2006．
- 21) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．44-46，2006．
- 22) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．47-48，2006．
- 23) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．49-50，2006．
- 24) 統計庁（韓国）：韓国経済活動人口調査．10-12，2005．
- 25) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．51-53，2006．
- 26) 保健社会研究院（韓国）：2005年障害者実態調査．54-56，2006．

（平成20年5月20日受理）

A Consideration of the Welfare of the Disabled in Korea

Masahiro TAKENAMI

(Accepted May 20, 2008)

Key words : happy lives, taking responsibility, Korean socioeconomics

Abstract

The ultimate purpose of welfare for the disabled is to make an environment where the disabled can live happy lives of value with dignity. The nation of Korea, in the spirit of her Constitution, has an obligation to make the best conditions and environment to protect the rights of the disabled and cultivate their full participation and equality in society. At the same time, the disabled themselves, as members of a healthy society, must strive to achieve greater independence by taking responsibility for their own lives and developing their abilities.

The following pages will give us an opportunity to consider the problems of the welfare of the disabled in Korea, first, by clarifying the concept of disability as reflected in the practical application of welfare for the disabled, the scale of the disabled population in Korea as well as the socioeconomic realities, what the current system mainly consists of, and what the future prospects and challenges for the system might be.

Correspondence to : Masahiro TAKENAMI Faculty of Social Welfare and Human Services
Fukuoka Social Medical Welfare University
Fukuoka, 818-0194, Japan
E-Mail: mtakenami@dfu.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.18, No.1, 2008 109-119)